

# 事業用資金のご相談はお早めに！

## マル経融資制度

—小規模事業者経営改善資金融資制度—

### 【マル経融資制度の特徴】

融資限度額 **2,000**万円 融資利息 **1.23%**

無担保

無保証人

低金利

手数料不要

マル経融資は、事業用資金を必要とする小規模事業者を対象に、商工会議所が推薦し日本政策金融公庫が融資を行う国の制度です。

融資対象	<p>①常時使用する従業員数が、5人以下の商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く) 20名以下の製造業・建設業・その他</p> <p>②津山商工会議所管轄区域内で1年以上事業を営んでおり、所得の申告をしていること</p> <p>③原則として6カ月以前から商工会議所の経営支援を受けており、経理内容が明らかであること</p> <p>④所得税・法人税・事業税・県市民税(均等割を含む)等、納期限の到来している税金を完納していること</p> <p>⑤日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でないこと</p>
融資内容	<p>①融資限度額 2,000万円以内(1,500万円以上の場合、事業計画書が必要)</p> <p>②融資利息 年利1.23%(令和4年4月1日現在) ※利率は金融情勢により変わることがあります。</p> <p>③返済期間 ●運転資金 7年以内 ●設備資金 10年以内</p> <p>④据置期間 ●運転資金 1年以内 ●設備資金 2年以内</p>

■お申し込み時にご用意いただくもの	■利用例
(1) 決算書控・申告書控(いずれも2期分)、営業確認書類	<b>運転資金</b> ・商品の仕入 (在庫の補充、新製品購入等) ・資金繰り (買掛金決済、手形決済、賞与支払、その他経費の支払等)
(2) 最近時の試算表(決算後6ヶ月を経過している場合)	
(3) 納税額を証明できる書類(所得・法人税、事業税、県市民税)※領収印のある納付書、振替口座のコピーなど	
(4) 法人登記簿謄本履歴事項全部証明書(初回申込の場合)	
(5) 法人または代表者及び個人事業主の方が不動産を所有している場合は、土地・建物の全部証明書(初回申込の場合)	
(6) 見積書、建物設計図(設備資金の場合)	
(7) 借入推薦依頼書(当所備付)	
※その他必要に応じ、上記以外の書類の提示をお願いすることがあります	

お申込み・お問合わせ **津山商工会議所 津山中小企業相談所**  
〒708-8516 津山市山下30-9  
TEL 0868-22-3141 FAX 0868-23-5356

新型コロナウイルスの影響で、業況が悪化している事業者を対象とした融資制度です

# 新型コロナウイルス対策 マル経融資制度

新型コロナウイルスの影響で、売上が減少している小規模事業者を対象とした通常のマル経融資とは別枠で、融資が受けられる制度です。

既存のマル経融資の借り換えにも対応できます。 **【R4. 6月30日まで】**

**無担保 無保証人 低金利 手数料不要 契約印紙不要**

<b>融資対象</b>	通常のマル経融資（裏面）の融資対象①～⑤と同様 + ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者</u>
<b>融資内容</b>	①融資限度額 <b>1,000万円</b> 以内（通常のマル経融資と別枠） ②融 資 利 息 年利 当初3年間 <b>0.33%</b> ※3年後から基準金利1.23% ③返 済 期 間 ●運転資金 <b>10年以内</b> ●設備資金 10年以内 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運転資金の返済期間が拡大</span> ④据 置 期 間 ●運転資金 3年以内 ●設備資金 4年以内（応相談）
<b>利子補給制度</b>	以下の売上減少の要件を満たす場合は、返済した融資利息（0.33%）に対して中小企業基盤整備機構から3年間利子補給を受けることができ、 <b>実質無利子</b> となります。 ○ <b>個人事業主の場合</b> ：売上高 <b>5%以上減</b> ○ <b>法人の場合</b> ：売上高 <b>15%以上減</b>

## ■お申し込み時にご用意いただくもの

通常のマル経融資（裏面）(1)～(7)と同様  
 +  
 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（当所備付）  
 ※最近1ヶ月の売上高、又は過去6ヵ月の平均売上高が5%以上減少していることが過年度と比較して確認できる書類を提示ください。（売上台帳、試算表等）

## <マル経融資制度 ご融資までの流れ>

1. ご相談・申し込み
- ➔2. 経営指導員によるヒアリング・推薦書作成
- ➔3. マル経審査会による審査（原則月2回開催）
- ➔4. 審査結果により日本政策金融公庫に推薦
- ➔5. 日本政策金融公庫による審査（代表者への面談なし）
- ➔6. 決定のお知らせ・借用証書を申込者に郵送
- ➔7. 日本政策公庫へ借用証書を作成し返送
- ➔8. 指定口座に入金

※一連の流れで約2～3週間かかりますので、資金需要までに余裕をもって早めにご相談ください。

津山商工会議所では、マル経融資の他、創業・その他の融資についても随時、ご相談に応じています。まずはお気軽にお問合せ下さい。 TEL:0868-22-3141